

作成年月日	令和4年5月26日
作成部局 課名	総務部職員局人事課 財務部県政改革課

県庁の新しい働き方の取組

- I 勤務時間の多様化
- II 職員一人ひとりの長時間勤務の是正
- III ICTを活用した業務改革の推進

令和4年度 新しい働き方の取組 — I 勤務時間の多様化 —

コロナ禍を契機とした新しい働き方を、県庁が率先して推進

1 柔軟で多様な勤務時間の設定

(1) 勤務時間の弾力化の更なる推進

- ① 勤務形態を4区分 (A・B・E・L勤務) から自由に選択 (従前：E・L勤務は所属の2割を上限)
- ② フレックスタイム制を全職員に拡大 (従前：本庁に勤務する育児・介護を行う職員に限定)

	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
			8:45~17:30 開庁時間													
A勤務			8:45~			(休憩)					~17:30					
B勤務			9:00~			(休憩)					~17:45					
E勤務			8:15~			(休憩)					~17:00					
L勤務				9:30~		(休憩)					~18:15					
フレックス タイム	7:00~					(休憩)										~22:00
		フレックスタイム					コアタイム									フレックスタイム

〔フレックスタイム制の概要〕

- ① コアタイムを含む7時~22時までの間で勤務時間の設定が可能 (最短5時間・最長12時間)
- ② 割振り単位期間内の勤務時間が週あたり38時間45分となるよう割振り

(2) 在宅勤務の更なる活用促進

「在宅勤務推進月間(※)」を設定し、週1回以上の在宅勤務を実施 ※全庁共通月間(8月)に加え、各部署が独自に推進月間を1月設定

2 休暇・休業制度の取得促進

県が率先して男性職員の育児休業取得を推進

- ① 男性職員の育休取得の推進状況を管理監督職の人事評価への反映
- ② 管理監督職による子育てプランの作成
- ③ 男性の育児休業取得経験者が若手職員の相談に応じる「育児休業メンター制度」を導入
- ④ 第7次アクション8に定める男性職員の育児休業取得率の目標「30%」(R3実績：24.6%)の達成年度を3年前倒し(R7⇒R4)

※その他の取組
 子育て支援条例を改正し、育児休業の取得回数制限の緩和等を実施(6月県会上程、10/1施行予定)
 [現行：原則1回に加え8週以内1回 → 改正後：原則2回に加え8週以内に2回]

令和4年度 新しい働き方の取組 — II 職員一人ひとりの長時間勤務の是正 —

平均超過勤務時間の縮減から「職員一人ひとりに着目した長時間勤務の是正」へ

3 超過勤務の縮減

(1) 長時間勤務の是正

- ① 超過勤務の縮減に関する 年間目標を設定
- ② 長時間勤務職員の発生所属の業務を見直し

項目	R3実績	R4目標
年間540時間超の職員数	64人	0人

【その他の目標】

一人一月あたり超過勤務時間：10時間以下（R3実績：10.2時間）

※新型コロナウイルス感染症・災害対応除く

【参考】令和3年度の超過勤務の縮減目標と実績

○ 1人1月あたりの平均超過勤務時間数

目 標	実 績	
	R 2 年度	R 3 年度
R 2 年度及びR 3 年度は、前年度実績からそれぞれ△2%、△3%	10.9時間 (△3.7%)	10.2時間 (△6.6%)

※新型コロナウイルス感染症・災害対応除く

○ 年間360時間超の職員数

目 標	実 績	
	R 2 年度	R 3 年度
R2年度実績から△6%	413人	353人 (△14.5%)

※新型コロナウイルス感染症・災害対応除く

H30年度：434人 → R元年度：414人
→ R2年度：413人 → R3年度：353人

令和4年度 新しい働き方の取組 — III ICTを活用した業務改革の推進 —

ICTの活用により県民等の利便性向上と職員の業務効率化を両立

4 業務改革の推進

(1) キャッシュレス決済の推進

- ①収入証紙に替えて[クレジットカード、インターネットバンキング等による支払を推進](#)（4月～ 278手続）
- ②手続のため来所が必要な施設に[窓口端末を試行的に導入](#)（11月頃～ 神戸運転免許更新センター等7施設）

(2) 電子契約・電子公印の導入検討

民間事業者が提供するクラウドサービスを試行的に利用して、[電子契約・電子公印の実証実験を実施](#)（6月頃～）

(3) 行政手続オンライン化の推進

- ①[申請様式や添付書類の統一化](#)など業務の標準化を実施
- ②[主要手続（処理件数 年400件以上）の85%でオンライン化を実現](#)
※国の法改正が必要な手続等は除く

〔参考〕 推進体制の整備

「柔軟で多様な働き方の推進や超過勤務の縮減等」と「業務改革」を一体的に推進する『[新しい働き方推進委員会](#)』を設置
※各部の総務担当次長等で構成

〔参考〕 新しい働き方推進プラン（仮称）の策定

新しい働き方の推進に関する[具体的取組と取組期間、目標等を定めた「新しい働き方推進プラン\(仮称\)」](#)を策定し、知事名で全職員に通知を发出

新しい働き方推進
プラン（仮称）

- ①柔軟で多様な働き方の推進
- ②休暇・休業制度の取得促進
- ③超過勤務の縮減
- ④業務改革の推進
- ⑤推進体制の整備・フォローアップ